平成２８年（再イ）第１号
広島市中区舟入本町１番１―1508号
再生債務者　岡　　裕二
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月28日まで
平成28年３月31日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
愛媛県西予市野村町河西1123番地
再生債務者　渡邊　一義
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月28日まで
平成28年３月31日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（再イ）第１６号
神戸市西区水谷１丁目11番２号
再生債務者　生友　敏行
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月２日まで
平成28年３月31日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第２３号
兵庫県明石市二見町西二見237番地の１
再生債務者　中渕　敬詞
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月２日まで
平成28年３月30日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第７号
兵庫県佐用郡佐用町櫛田2387番地
再生債務者　眞野　美奈
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年12月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年３月31日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１１９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番163―302号金城方
再生債務者　池本　美保
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年３月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第５号
宮城県石巻市向陽町１丁目９番４号
再生債務者　平塚　雅弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年３月31日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１０００３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2399番地14
再生債務者　落合　　惇
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再ロ）第１号
香川県仲多度郡琴平町395番地２
再生債務者　久保田一男
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月11日から平成28年５月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（再ロ）第１号
青森県上北郡おいらせ町洋光台４丁目１番地13
再生債務者　山下　　実
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月12日から平成28年５月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（再ロ）第２号
福島県東白川郡塙町上石井字金砂40番地３
再生債務者　遠藤　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月11日から平成28年５月25日まで
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２８年（再ロ）第１号
横浜市神奈川区三ツ沢上町15番９号
再生債務者　長谷部　徹
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月12日から平成28年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号
石川県かほく市指江ソ42番地20
再生債務者　岩本　浩之
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月19日まで
金沢地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００５８号
東京都江東区東陽２―４―28―601
再生債務者　大堀　尚征
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月15日まで
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号
青森市大字新城字平岡225番地163
再生債務者　沼崎　憲二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月28日まで
平成28年３月31日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００９９号
東京都国立市西２丁目15番地の24サンシャレー国立202
再生債務者　堤　　隆弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月30日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第３号
秋田県にかほ市象潟町字武道島18番地22
再生債務者　須藤　　円
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月30日
秋田地方裁判所本荘支部再生係